

あま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（概要）

1 改正の趣旨

令和2年3月の地方税法等の改正に伴い、関係規定を改正するものです。

2 改正の内容

○第2条（課税額）

医療分及び介護納付金分の保険税課税限度額の引上げをするものです。

区 分		課税限度額		引上げ額
		現行	改正	
国民健康 保 険 税	医療分	610,000円	630,000円	20,000円
	後期高齢者 支援金分	190,000円	(改正なし) 190,000円	0円
	介護納付金分	160,000円	170,000円	10,000円
合 計		960,000円	990,000円	30,000円

○第23条（国民健康保険税の減額）

5割軽減、2割軽減の対象者を拡大するため、軽減対象となる所得基準額を引き上げるものです。

軽減割合	改 正 内 容	
7割軽減	改正なし	
5割軽減	現行	前年の合計所得金額が、【33万円+28万円×被保険者及び特定同一世帯所属者の人数】以下の世帯 【例】 3人世帯：給与収入 193万1,000円
	改正	前年の合計所得金額が、【33万円+ 28万5,000円 ×被保険者及び特定同一世帯所属者の人数】以下の世帯 【例】 3人世帯：給与収入 195万1,000円
2割軽減	現行	前年の合計所得金額が、【33万円+51万円×被保険者及び特定同一世帯所属者の人数】以下の世帯 【例】 3人世帯：給与収入 291万5,000円
	改正	前年の合計所得金額が、【33万円+ 52万円 ×被保険者及び特定同一世帯所属者の人数】以下の世帯 【例】 3人世帯：給与収入 295万5,000円

○附則第 8 項（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）の改正に伴い、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除制度が創設されたことから、関係規定を整理するものです。

○附則第 9 項（短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

附則第 8 項の改正に伴い、関係規定を整理するものです。

3 施行期日等

公布の日から施行し、令和 2 年度の国民健康保険税から適用します。ただし、改正後のあま市国民健康保険税条例附則第 8 項及び第 9 項の規定は、令和 3 年 1 月 1 日から施行します。